

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和8年3月17日

下関市長 前田 晋太郎

### 記

- 1 件名 自家用電気工作物保安管理業務委託  
(消防局・中央消防署合同庁舎 他6施設)
- 2 業務内容 別紙1「自家用電気工作物保安管理業務仕様書」のとおり
- 3 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 入札条件
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (2) 市税を滞納していないこと。
  - (3) 公告の日から本業務入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
  - (4) 下関市物品・役務契約の競争入札参加資格審査を受け、参加有資格者名簿（業種：庁舎等管理業務、部門：電気設備保全管理）に登録されており、かつ市内に本店、支店、又は営業所等を有するものであること。
  - (5) 電気事業法施行規則第52条第2項に基づく保安管理業務外部委託契約を締結し、経済産業省中国四国産業保安監督部長の承認を受けて保安管理業務を行なった実績があること。
  - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消の決定を受けていない者を除く。）でないこと。
  - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

#### 5 申請方法等

「入札参加資格確認申請書（様式①）」に次に掲げる書類を添付し、郵送又は持参し提出すること。

- ・「4 入札条件（5）」を確認できる書類

（経済産業省中国四国産業保安監督部ホームページで確認できる場合は、その写し可）

#### 6 申請書の提出期限

（1）申請書提出期間 令和8年3月23日（月）午後4時

（2）提出先 〒750-0014

下関市岬之町17番1号

下関市消防局総務課

#### 7 質問の方法

（1）本入札による質問はFAXによること。

（下関市消防局総務課 FAX 083-224-0519）

（2）質問の期限は令和8年3月23日（月）午後2時までとする。

（3）質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。

（4）問合せ先 下関市消防局総務課

#### 8 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は別途「入札参加資格確認通知書」で通知する。

#### 9 入札方法

（1）「入札書（様式②）」を下記10（2）入札場所に持参すること。また、入札額は、消費税額を含まない総額の委託料を記載すること。

（2）郵便による入札は認めない。

（3）入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペンは使用しないこと。

#### 10 入札日時等

（1）入札日時 令和8年3月27日（金）午前10時00分から

（2）入札場所 下関市岬之町17番1号 下関市消防局3階講堂

## 11 入札保証金

下関市契約規則第5条及び第6条各号の規定による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

## 12 その他

- (1) 代理人をして入札させるときは、「委任状（様式③）」を代理人に持参させなければならない。
- (2) 次の入札は無効とする。
  - ア 入札に参加するものに必要な資格のない者の行った入札及び関係法令に定める条件に違反したもの。
  - イ 入札参加者が入札の日までに入札条件を満たさなくなった場合。
  - ウ 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの。
  - エ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの。
  - オ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。
  - カ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。
- (3) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (4) 落札者が契約時までに入札条件を満たさなくなったとき、指名停止を受けたとき又は業務に必要な人員及び有資格者の配置ができなくなった場合は、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (5) 入札参加資格申請にかかる費用はすべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無にかかわらず、申請書類等は返還しない。
- (6) 業務の開始にあたり、業務の引き継ぎに係る費用は引き継ぐ者の負担とする。